

# 社会福祉法人熊千代会 役員及び評議員の報酬に関する規定

## (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人熊千代会（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 理事長に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職務を兼務し、職員給与が支給されている職員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事長 報酬

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 月額 50 万円
- (2) 賞与 報酬総額には賞与を含む

## (報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月月末（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は前銀行営業日に支給）
- 2 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込み支給する。
- 3 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金などを控除して支給する。

(費用)

第6条 理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会に出席する場合、費用弁償分とし、1回5,000円を支給する。但し交通費が5,000円を超える場合は超えた実費分支給する。また、宿泊が伴う場合は1泊10,000円を限度とし実費支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者にはその日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算金額に、1円未満の端数が生じたときには次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数についてはこれを切り捨てる。

(2) 50銭以上の1円未満端数についてはこれを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は令和元年6月13日から執行する。